

船舶長距離識別追跡装置の最初の検査の時期に関する事項

改正要領

安全設備規則検査要領

改正事項

船舶長距離識別追跡装置の最初の検査の時期に関する事項

改正理由

SOLAS 条約において遡及適用される要件に関しては、適合期日として特定の日以降の“First Survey（最初の検査）”が規定されているが、この“First Survey”の取扱いが明確でないことから、2002年にIACSは、本件に対する統一解釈 SC 171 を採択した。

その後、適用対象をより一般化すべく上記統一解釈を改め、2008年8月に統一解釈 SC171(Rev.2)として採択されたことにより、船舶長距離識別追跡装置（LRIT System）の最初の検査についても同統一解釈に従うこととなった。

今般、IACS 統一解釈 SC171(Rev.2)に基づき、関連規定を改めた。また、臨時検査に関する規定の整理も併せて行った。

改正内容

- (1) 2008年12月31日前に建造開始段階にあった国際航海に従事する船舶であって、同日（A1, A2, A3 及び A4 水域を航行可能な船舶にあつては2009年7月1日）より後に引き渡しが行われる船舶については、登録検査において船舶長距離識別追跡装置が備えられることを確認するよう定めた。
- (2) 安全設備に関する現存船への適合確認について、確認完了期日が満了している臨時検査の規定を削った。